

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、公告する。

令和 7 年（2025 年）10 月 21 日

下関市長 前田 晋太郎

記

1. 業務の名称

令和 8 年度 固定資産税及び軽自動車税納税通知書等作成並びに封入・封かん業務

2. 業務の内容

業務委託仕様書（別紙 1）のとおり

3. 契約期間

契約締結日から令和 8 年 4 月 30 日まで

4. 入札条件

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当して、一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この告示の日現在において、下関市物品・役務競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) この告示の日から本業務の入札日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 過去 5 年間の間に、国又は地方公共団体等において、同種業務（納税通知書等の印字及び封入・封かん業務）の契約を 2 回以上締結しており、これらすべてを誠実に履行していること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (8) プライバシーマーク取得事業者であること。
- (9) 市税を滞納していないこと。

5. 入札参加資格の確認審査

入札参加資格の確認審査は、以下のとおりとする。

- (1) 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 同種業務の実績を示す書類（様式第2号）
- (2) 提出方法 次のいずれかの方法によること。
 - ア 持参
 - イ 郵便（書留郵便物に限る。申請提出期限までに必着のこと。）
- (3) 提出期限
令和7年10月29日（水）午後5時までとする。
- (4) 提出先
〒750-8521 下関市南部町1番1号 下関市財政部資産税課

6. 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、入札参加資格確認通知書で通知する。承認の通知を受けた者は入札参加資格を有するものとする。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、「入札参加資格確認通知書」を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を資産税課に持参することにより、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

7. 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 下関市南部町1番1号 下関市財政部資産税課
- (2) 期間 入札公告日から令和7年10月29日（水）午後5時まで

8. 質問の方法

- (1) 本入札に関する質問はファクシミリによること。
- (2) 質問の期限は令和7年10月29日（水）午後5時までとする。
- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。
- (4) 問い合わせ先 下関市財政部資産税課 償却資産係
(電話 083-231-1918 FAX 083-233-0695)

9. 入札日時等

- (1) 入札日時 令和7年11月6日（木）午前11時00分から
- (2) 入札場所 下関市南部町1番1号
下関市役所本庁舎東棟3階 311会議室
- (3) 入札方法
入札書を上記入札場所に持参すること。（郵便による入札は認めない。）
また、入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない委託料の総額を記載すること。

10. 入札保証金

下関市契約規則による。
ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

11. 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び関係法令に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
 - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
 - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
 - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの

12. その他

- (1) 代理人をして入札させるときは、委任状を代理人に持参させなければならない。
- (2) 入札参加者が入札の日までに入札条件を満たさなくなった場合は入札に参加できない。
- (3) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、または延期する場合がある。

- (4) 落札者が契約時までに入札条件を満たさなくなった時、又は指名停止を受けた時、並びに業務に必要な人員及び有資格者の配置ができなくなった場合は、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (5) 入札参加資格確認申請にかかる費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等は返還しない。
- (6) 入札に係る書類の作成に、消せるボールペンを使用しないこと。